

令和3年度産業活性化住宅新築リフォーム支援事業について

『産業活性化住宅新築リフォーム支援事業』とは？

◎どんな内容なの？

七戸町内に「住まい用専用住宅・併用住宅」を新築、または今ある住宅をリフォームする方に対して、町がその費用の一部を補助します。なお、町外の方でも七戸町に新築し居住する場合は対象となります。

◎補助金の交付対象者は？

補助金の交付の申請を行う日までに次の項目にいずれも該当する方。

- ①交付対象となる住宅に申請者が住民登録していること（新築の場合、補助金の請求を行う日までに申請者が住民登録していること）
- ②町税等の滞納がないこと（町外の方は居住地の町税等）
- ③町内会・常会に加入していること
- ④暴力団の構成員、暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

◎補助金の交付要件は？

七戸町の※登録施工業者と次の金額以上で契約し、令和3年4月1日以降に着工して、令和4年2月末までに完了すること。

新築 1,000万円以上（税抜）の契約 リフォーム 30万円以上（税抜）の契約

ただし、次の項目は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ①介護保険又は障害者総合支援を利用した改修工事費
- ②七戸町合併浄化槽設置整備事業費補助対象工事費
- ③七戸町定住促進新築住宅建設補助対象工事費
- ④解体工事、外構工事等の附帯工事費

◎補助金の金額は？

1. 新築の場合：契約額（税抜）の3%を補助します。（補助金上限：50万円）
2. リフォームの場合：契約額（税抜）の10%を補助します。（補助金上限：30万円）

※補助金額は1万円未満切り捨てとなります。また、補助金額の4分の1もしくは5万円のうち、いずれか低い金額を七戸商店会協同組合発行の商品券で交付します。

～補助金の計算例～

	契約額（税抜）	×	補助率	=	補助決定額	⇒	現金	商品券
新築	16,000,000円	×	3%	=	480,000円	⇒	430,000円	50,000円
リフォーム	1,500,000円	×	10%	=	150,000円	⇒	113,000円	37,000円

◎補助金の交付申請、申し込み手続きは？

○申請窓口：七戸建築連合組合（事務局）：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

○申込受付期間：令和3年4月1日（木）から令和4年1月28日（金）まで

※令和3年4月1日以降に契約した※登録施工業者が契約主に代わり手続きします。

※登録施工業者とは？

七戸建築連合組合に「令和3年度七戸町住宅支援事業参加施工業者」として登録した町内施工業者。

●七戸建築連合組合事務局：七戸職業能力開発校内 電話 0176-62-2491

■問い合わせ先 七戸町役場 建設課 電話 0176-62-6244（直通）